

「認定電気工事従事者」という資格をご存知ですか！

一般財団法人 電気工事技術講習センター

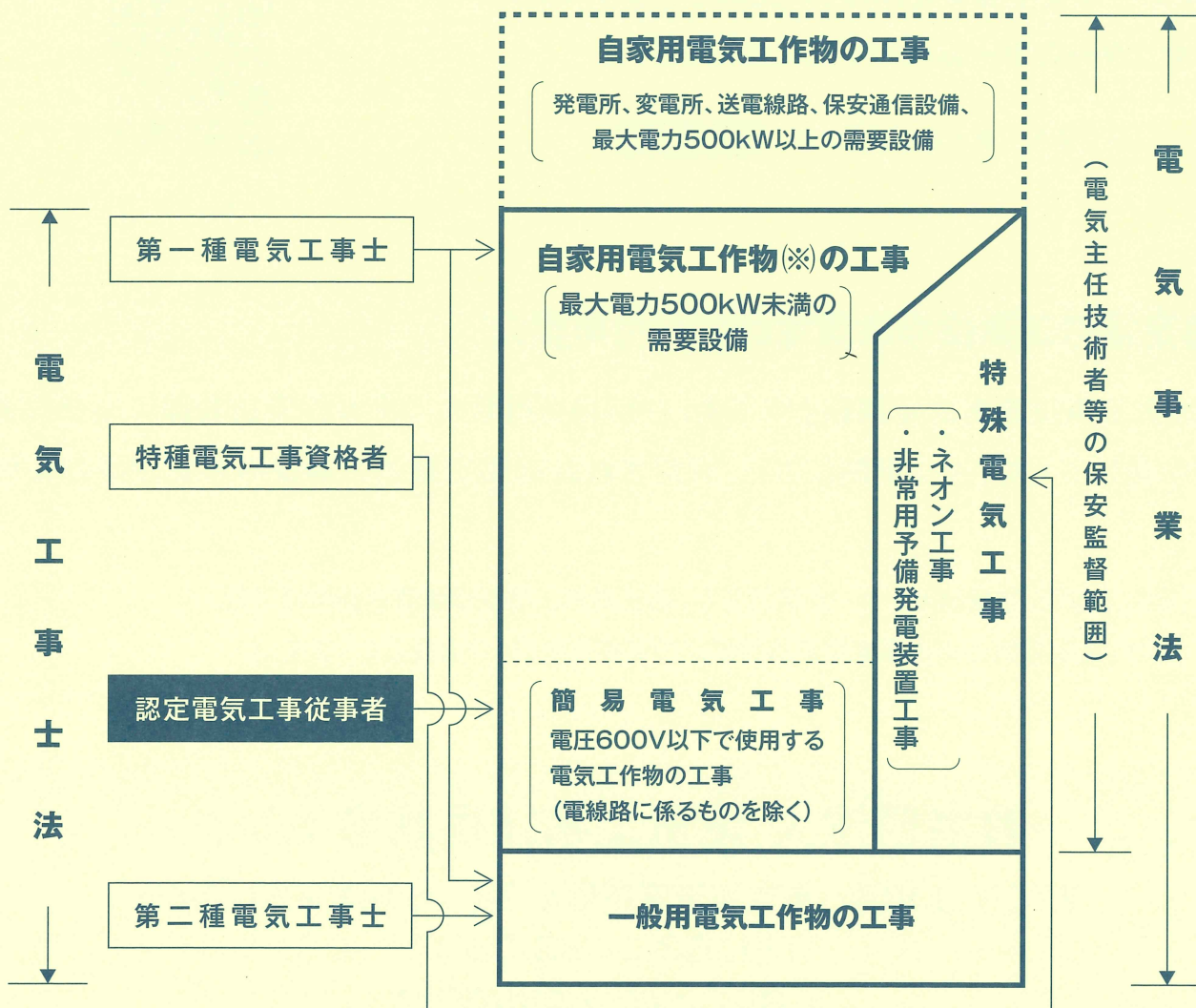
「認定電気工事従事者」認定証の交付を受けた方は

高圧で受電するビル等の最大電力500kW未満の需要設備（以下「自家用電気工作物(※)」という）の電気工事には第一種電気工事士の資格が必要です。（電気工事士法 第3条第1項）

しかし、「認定電気工事従事者」認定証の交付を受けると、自家用電気工作物(※)の電気工事のうち、電圧600V以下で使用する電気工作物の工事（簡易電気工事）に従事することができます。（ただし、電線路に係る工事は除く。電気工事士法 第3条第4項）

第二種電気工事士の資格では、自家用電気工作物(※)の電気工事に従事することはできませんのでご注意ください。（下図参照）

電気工事士等の資格と従事できる工事範囲



(無断複写、複製、転写等を禁じます。)